1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－51dB以下の値
1,215MHzを超え1,884.5MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値
1,884.5MHzを超え1,919.6MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－61dB以下の値
1,919.6MHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値

注　ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

⑵　952MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
715MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB以下の値
715MHzを超え945MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－61dB以下の値
945MHzを超え950MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－61dB以下の値
950MHzを超え958MHz以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が200＋100（ｎ－１）kHz以下を除く。）㈱	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－39dB以下の値
958MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－58dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－48dB以下の値
1,215MHzを超え1,884.5MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値
1,884.5MHzを超え1,919.6MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－61dB以下の値
1,919.6MHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値

注　ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

⑶　952MHzを超え956.4MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
715MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB以下の値
715MHzを超え945MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－61dB以下の値
945MHzを超え950MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－61dB以下の値
950MHzを超え952MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－39dB以下の値
952MHzを超え956.4MHz以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が200＋100（ｎ－１）kHz以下を除く。）㈱	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－29dB以下の値
956.4MHzを超え958MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－39dB以下の値
958MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－58dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－48dB以下の値
1,215MHzを超え1,884.5MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値
1,884.5MHzを超え1,919.6MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－61dB以下の値
1,919.6MHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値

注　ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

別表第三号25を次のように改める。

25　950.8MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備（24⑵に掲げるものを除く。）の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周　波　数　帯	不要発射の強度の許容値
710MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB（１mWを０dBとする。以下この表において同じ。）以下の値
710MHzを超え945MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値
945MHzを超え950MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値
950MHzを超え958MHz以下（無線チャネルの中心周波数からの離調が200＋100（ｎ－１）kHz以下を除く。）㈱	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－39dB以下の値
958MHzを超え1,000MHz以下	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－58dB以下の値
1,000MHzを超え1,215MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－48dB以下の値
1,215MHzを超え1,884.5MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値
1,884.5MHzを超え1,919.6MHz以下	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値
1,919.6MHzを超えるもの	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値

注　ｎは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録（以下「免許等」という。）を受けている九五二MHzを超え九五四MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。